

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和5年10月27日

岐阜県監査委員	布俣 正也
岐阜県監査委員	広瀬 修
岐阜県監査委員	鈴木 祥一
岐阜県監査委員	南 圭一
岐阜県監査委員	安田 典子

1 令和3・4年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 (A)	措置済 (B)	今回措置を 講じたもの (C)	未措置 (A-B-C)
県独自の個人を対象とした認証 制度の活用状況について	2	1	1	0

※「今回措置を講じたもの」とは、令和5年5月2日に知事から通知があったもの。

2 行政監査の結果に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
住宅課	<p>【検討事項】</p> <p>空家等総合相談員は、利用経験のある市町村の大多数が今後も活用を予定するなど、一定の活躍が認められる一方、その利用は一部の市町村に限定されており、利用していない市町村におけるその理由をみると、制度を知らなかった、何を相談できるのかわからないなど、市町村に対する本認証制度の周知不足が大きな原因の一つとなっていると認められた。</p> <p>当認証制度の所管課である住宅課においては、今後、市町村に対して本認証制度の周知に努めるなど、空家等総合相談員の一層の活用に向けて取り組まれない。</p>	<p>当住宅課主催で令和5年5月に開催した市町村担当者を対象とする研修会や、県、市町村及び関係団体による令和5年8月開催の岐阜県空家等対策協議会にて、空家等総合相談員登録制度の周知を行った。</p> <p>今後も本制度について充実を図りながら、機会があるごとに周知に努めていく。</p>